

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年9月13日

【会社名】 株式会社出前館

【英訳名】 DEMAE-CAN CO.,LTD

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 藤井 英雄

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目27番5号

【電話番号】 050-5445-5382

【事務連絡者氏名】 財務経理部部长 小林 元樹

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目27番5号

【電話番号】 050-5445-5382

【事務連絡者氏名】 財務経理部部长 小林 元樹

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 65,217,420,000円
(注) 募集金額は、発行価額の総額であり、2021年9月10日(金)
現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終
値を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	39,382,500株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1 本株式の発行は、2021年9月13日開催の当社取締役会決議(以下「本取締役会決議」といいます。)によります。Zホールディングス株式会社(以下「ZHD」といいます。)は、上記発行数のうち22,740,700株の範囲内で、本海外募集(後記「2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」に定義します。)及び本有価証券届出書の対象とした募集(以下「本第三者割当」といいます。)後におけるZHDグループ(後記「2 株式募集の方法及び条件 (2) 割当予定先の選定理由」に定義します。)の当社株式の実質保有割合(ZHDの株式保有割合、LINE株式会社(以下「LINE」といいます。)の株式保有割合及び未来Fund有限責任事業組合の株式保有割合のうちLINEの持分に相当する10%分の合算値)を38.29%とするために必要な株式数(100株未満を切り捨てた数とします。)(以下「基本申込株数」といいます。)については申込みを行う予定であり、さらに、本海外募集における払込金額の総額、本申込対象株式数(NAVER)(以下に定義します。)に本第三者割当における払込金額を乗じて得られる金額及び基本申込株数に本第三者割当における払込金額を乗じて得られる金額の合計額から本海外募集及び本第三者割当に係る発行諸費用を控除した額が、当社の資金需要額である800億円を下回る場合には、その差額を本第三者割当における払込金額で除した株数(100株未満を切り捨てた数とし、かつ、22,740,700株から基本申込株数を控除した数を上限とします。)(基本申込株数と併せて、以下「本申込対象株式数(ZHD)」といいます。)についても追加的に申込みを行う予定です。また、NAVER Corporation(以下「NAVER」といいます。)は、上記発行数のうち16,641,800株の範囲内で、180億円を本第三者割当における払込金額で除した数の株式(100株未満を切り捨てた数とします。)(以下「本申込対象株式数(NAVER)」という。)につき申込みを行う予定です。但し、NAVERによる払込みが2021年10月1日(金)以降になる場合には、本海外募集及び本第三者割当後におけるNAVER及び未来Fund有限責任事業組合による当社の議決権保有割合の合算値が20.00%を上回らない数(100株未満を切り捨てた数とします。)を上限とします。申込みがなされた限度で当社普通株式が発行されることとなるため、本第三者割当における実際の発行数は上記よりも減少する場合があります。
- 2 振替機関の名称及び住所は次のとおりです。
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	39,382,500株	65,217,420,000	32,608,710,000
一般募集			
計(総発行株式)	39,382,500株	65,217,420,000	32,608,710,000

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)上の払込金額の総額です。資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額(会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。)です。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
- 3 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、ZHD及びNAVERから割当株式数の上限について申込みがあったものと仮定した上で、2021年9月10日(金)現在の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期間
未定 (注) 1	未定 (注) 1	100株	2021年9月29日(水)から 2021年10月28日(木)まで (注) 5		2021年9月30日(木)から 2021年10月29日(金)まで (注) 5

- (注) 1 当社は、本取締役会決議において、当社普通株式19,293,900株について、欧州及びアジアを中心とする海外市場(但し、米国及びカナダを除きます。)における募集(以下「本海外募集」といいます。)による新株式の発行及び自己株式の処分を決議しております。日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、2021年9月15日(水)から2021年9月17日(金)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」といいます。)に、本海外募集における価額(発行価格及び処分価格)を決定し、併せて発行価額(払込金額であり、本海外募集の引受人より当社に支払われる金額)及び資本組入額を決定いたします。本第三者割当における払込金額は、本海外募集において決定される発行価格及び処分価格と同一とします。
- 2 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 3 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額です。
- 4 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に後記「(3) 申込取扱場所」に所定の申込書を提出し、払込期間内に後記「(4) 払込取扱場所」へ発行価額の総額を払い込むものとし、なお、前記「1 新規発行株式」に記載のとおり、割当予定先は、募集株式数の全部又は一部について、申込み及び払込みを行わず失権する可能性があります。
- 5 本第三者割当に関して、ZHDによる申込みは2021年9月29日(水)、払込みは2021年9月30日(木)を予定しております。NAVERによる申込みは2021年9月29日(水)、払込みは2021年9月30日(木)を予定していますが、外国為替及び外国貿易法に基づく手続の関係により、異なる日に行われる可能性があります。また、申込期間中に、外国為替及び外国貿易法に基づく手続が完了しない場合には、申込み及び払込みが行われない可能性があります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社出前館 経営企画本部	東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目27番5号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 東京中央支店	東京都中央区日本橋2丁目7番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
65,217,420,000	240,000,000	64,977,420,000

- (注) 1 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、登記関連費用及びその他費用です。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 3 払込金額の総額は、ZHD及びNAVERから割当株式数の上限について申込みがあったものと仮定した上で、2021年9月10日(金)現在の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

本第三者割当における差引手取概算額及び本海外募集における発行価額の総額(以下「本海外募集に係る手取概算額」といいます。)の合計約800億円について、2024年2月末までに650億円を運転資金(マーケティング費用)に、2024年2月末までに100億円を設備資金(システム強化/開発資金)に、2024年2月末までに50億円を運転資金(配達員増強資金)に充当する予定であります。

- (注) 1 2021年9月10日(金)現在の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した本海外募集に係る手取概算額の見込額は、約300億円です。また、前記「(1) 新規発行による手取金の額」に記載のとおり、本第三者割当における差引手取概算額は64,977,420,000円であり、これらの合計額は約950億円です。もっとも、ZHD及びNAVERは、当社の資金需要額である800億円の調達に向けて、前記「1 新規発行株式」のとおりそれぞれ申込みを行う予定です。そのため、手取金の使途については、本第三者割当における差引手取概算額及び本海外募集に係る手取概算額の合計額を約800億円とした上で記載しております。
- 2 当社は、本海外募集及び本第三者割当の払込みにより調達した資金を上記の資金使途に充当するまでの間、銀行預金にて安定的な資金管理を図る予定であります。
- 3 調達した資金を充当する優先順位は、現時点では定めておらず、支出時期が早い事項から順次充当する予定です。

具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

運転資金(マーケティング費用)

国内のフードデリバリーサービスに対する需要が急激に高まり、市場全体が成長していく中で、フードデリバリー大手競合他社との競争が激化しております。かかる競争環境を踏まえ、当社が将来に亘り順調な成長を遂げていくためには、更なる積極的なマーケティング活動を行い、より一層のユーザー、加盟店及び配達員の獲得を前倒して進めることで、中期経営計画における業績目標の中でも出前館流通金額の成長の加速に注力することが必要になるとの判断に至りました。そこで、当社は、より多くのユーザーにサービスをご利用いただくとともに、加盟店及び配達員の獲得にもつながるよう、テレビコマーシャル等のブランド広告や利用促進に向けたクーポン施策をより積極的かつ機動的に講じていく予定であります。2021年8月期において年間約150億円であったマーケティング支出を倍増させる規模でマーケティングを展開し、既存のユーザーの方にはもちろん、まだ当社サービスをご利用いただいてない方向けにも利用を促進するための費用として、2024年2月末までに650億円を充当する予定です。

なお、マーケティング費用については、経営に与える影響が極めて大きいことを踏まえ、初期投資効果の実現度などを確認の上で段階的に投資を実現していく予定です。

設備資金(システム強化/開発資金)

当社は、これまでシステム強化やシステム開発において、ユーザーエクスペリエンス(「UX」、ユーザーがサービスを通じて得る体験)、ユーザーインターフェース(「UI」、ユーザーが画面上で見られる情報)の更なる向上に取り組んでまいりました。当社が今後も国内フードデリバリー業界を牽引するためには、積極的なプロダクト改善によるUX・UIの向上、加盟店売上高の増加、配送効率の向上を図っていくことが不可欠であります。また、当社、ZHD及びアスクル株式会社(以下「アスクル」といいます。)で実証実験している日用品や食料品の「PayPayダイレクト by ASKUL」が今後本格化する場合には、機動的にシステム基盤の構築を行う必要があると考えています。

具体的には、かかる既存の「出前館」事業システムの改善や、新規システムの構築にあたって、2024年2月末までに合計100億円を充当する予定です。

これらは、現時点で入手しうる情報に基づき合理的に見積もった内容を記載したものです。但し、システム開発として調達する資金のうち、資金の支出予定期間内に投下されなかったものが発生した場合であっても、当社の事業特性上、継続的なシステム開発が必要となるため、将来的に具体化するシステム開発に充当する予定であり、現時点において代替使途は想定しておりません。

運転資金(配達員増強資金)

新型コロナウイルス感染拡大を契機とした巣ごもり需要の高まりは、当社の、デリバリー機能を持たない飲食店の配達を代行する「シェアリングデリバリー」の需要の急激な拡大に繋がっております。当社は、アルバイト配達員とデリバリーパートナー(業務委託配達員)の双方を活用し、ユーザーが満足する配達時間内のサービス提供に努めております。一方で、フードデリバリー大手競合他社との配達員の獲得競争も同時に激化している状況であるため、今後、注文時間のピーク時などにおいて配達時間の遅延等により、収益機会を逸する可能性が高まるリスクがあることを課題と認識しております。このような状況を改善させるために、注文時間に合わせ柔軟に

機能する合理的な配達員体制を確立させるとともに、配達網を広げるために配達員を増強することによるシェアリングデリバリー機能の強化が必要と判断し、配達員確保に向けた採用費用として2024年2月末までに50億円を充当する予定です。

なお、シェアリングデリバリー機能の強化を目的とした配達員増強については、経営に与える影響が極めて大きいことを踏まえ、初期投資効果の実現度などを確認の上で段階的に投資を実現していく予定です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 本海外募集による新株式の発行及び自己株式の処分について

当社は、本取締役会決議において、当社普通株式19,293,900株について、欧州及びアジアを中心とする海外市場(但し、米国及びカナダを除きます。)における募集による新株式の発行及び自己株式の処分を決議しております。詳細につきましては、2021年9月13日提出の臨時報告書をご参照ください。また、本海外募集に係る払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額並びに発行価格及び処分価格(募集価格)は、発行価格等決定日に決定いたします。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

ZHD

名称	Zホールディングス株式会社
本店の所在地	東京都千代田区紀尾井町1番3号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第26期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) 2021年6月17日 関東財務局長に提出 訂正有価証券報告書 第26期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) 2021年7月15日 関東財務局長に提出 四半期報告書 第27期第1四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日) 2021年8月10日 関東財務局長に提出

NAVER

名称	NAVER Corporation	
本店の所在地	NAVER Green Factory, 6, Buljeong-ro, Bundang-gu, Seongnam-si, Gyeonggi-do, Korea	
代表者の役職及び氏名	SEONGSOOK HAN, President & CEO	
資本金	1,562百万円ウォン(2021年6月30日現在)	
事業の内容	検索エンジン「NAVER」、「NAVER Webtoon」及び「VLIVE」等を含むコンテンツサービス事業の展開	
主たる出資者及び出資比率	National Pension Service	9.99%
	BlackRock Fund Advisors	5.04%

(2) 提出者と割当予定先との間の関係

ZHD

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	ZHDグループによる当社株式の実質保有割合は38.29%(LINEの株式保有割合(35.79%)及び未来Fund有限責任事業組合の株式保有割合(24.99%)のうちLINEの持分に相当する10%分の合計値)です。
人事関係	当社の役員1名がZHDの取締役を兼務しております。	
資金関係	該当事項はありません。	

技術又は取引関係	2021年7月より、当社、ZHD及びアスクルの間で日用品や食料品を即時配達する「PayPayダイレクト by ASKUL」の実証実験を開始しております。
----------	--

NAVER

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	NAVERの100%子会社であるNAVER J. Hub株式会社が株式の90%を保有している未来Fund有限責任事業組合を通じて、当社株式20,548,000株を間接保有しております。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、いずれも本有価証券届出書提出日現在のものです。

(3) 割当予定先の選定理由

ZHD

後記「6 大規模な第三者割当の必要性 (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由」に記載のとおり、2020年3月にZHDの子会社であるLINEとの間で資本業務提携契約を締結し、LINEとのマーケティングやシステム開発などの分野において連携強化を行ってまいりました。2021年7月には当社、ZHD、アスクルとの間で日用品や食料品を即時配達する「PayPayダイレクト by ASKUL」の実証実験を開始いたしました。ZHD及びその傘下のLINE(以下あわせて「ZHDグループ」といいます。)とは、上記含め様々な取り組みを通じて更なるシナジーの実現を目指し、本第三者割当を通じてZHDグループが現状の当社株式の実質保有割合38.29%(LINEの株式保有割合(35.79%)及び未来Fund有限責任事業組合の株式保有割合(24.99%)のうちLINEの持分に相当する10%分の合計値)を本海外募集の後も引き続き保有することが当社の企業価値向上に資すると判断し、ZHDを割当予定先とする本第三者割当を行うことといたしました。

NAVER

当社は、未来Fund有限責任事業組合の持分の90%を保有するNAVERに対しても、引き続き安定株主として当社の経営を支えていただく観点から、その実質保有比率を概ね維持できる数量として、180億円に相当する株数について、NAVERを割当予定先とする本第三者割当を行うことといたしました。

(4) 割り当てようとする株式の数

ZHD	22,740,700株
NAVER	16,641,800株

(5) 株券等の保有方針

ZHDが取得する株式については、当社とZHDとの間で継続保有に関する保有方針で合意しており、中長期的な戦略的パートナーとして株式引受契約(以下「本株式引受契約(ZHD)」)と申します。)を締結しており、中長期的に当社株式を保有し、当社の企業価値の向上を目指すことを合意しております。また、NAVERが取得する株式については、当社とNAVERとの間で継続保有に関する保有方針で合意しており、中長期的な戦略的パートナーとして株式引受契約(以下「本株式引受契約(NAVER)」)と申します。)を締結しており、中長期的に当社株式を保有し、当社の企業価値の向上を目指すことを合意しております。

なお、当社は、割当予定先のそれぞれから、割当予定先が割当を受けた日から2年以内に本第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(6) 払込みに要する資金等の状況

ZHD

ZHDの営業収益、資産、資本、現金及び現金同等物等の内容を2021年6月30日現在の要約四半期連結財政状態計算

書及び2021年4月1日から2021年6月30日までの間の要約四半期連結損益計算書に基づき確認し、総合的に考慮した結果、本第三者割当の払込みに必要な資金の調達に問題のないことを確認しております。

NAVER

当社は、NAVERが2021年8月17日に韓国金融監督院が運営する電子開示システムDARTに提出した第23期半期報告書(対象期間:2021年1月1日から2021年6月30日)に記載されている財務諸表により、NAVERが本第三者割当による新株式の発行に係る払込みに要する財産を保有しているものと判断しております。

(7) 割当予定先の実態

ZHD

ZHDは、東京証券取引所市場第一部に上場しており、ZHDが東京証券取引所へ提出したコーポレート・ガバナンス報告書(最終更新日2021年6月25日)に記載された「2.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる関係も排除し、不当要求等に対しては毅然と対応する方針であり、かかる方針に基づき、「企業行動憲章」において反社会的勢力との隔絶を明記しているほか、「反社会的勢力排除規程」を制定し、反社会的勢力と少しでも関係したり、反社会的勢力の活動を助長したりしてはならない旨を明確に定め、反社会的勢力との関係拒絶を徹底していることなどを確認したことにより、ZHD及びその役員は反社会的勢力と一切の関係を有していないと判断しております。

NAVER

NAVERは韓国証券取引所に上場しております。当社は、当社が契約するリサーチデータベースプロバイダーの保有する情報データベースとの照合、及びインターネット等のメディア掲載情報からの検索を実施し、反社会的勢力と関係がないことを確認していること、NAVERとの間で締結した本株式引受契約(NAVER)において、NAVERから、NAVER又はその役員若しくは主要株主は、反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らかの関係を有していない旨の表明保証を受けていることにより、当社は、NAVER並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは関係がないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

a . 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本第三者割当における払込金額につきましては、本海外募集における発行価格及び処分価格と同額といたします。本海外募集における発行価格及び処分価格は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により決定いたします。したがって、本第三者割当の払込金額の決定方法は、会社法第201条第2項に定める「公正な価額による払込みを実現するために適当な払込金額の決定の方法」に該当する適切な決定方法であると当社は判断しており、本第三者割当の払込金額は会社法に定める特に有利な金額には該当しないものと判断しております。なお、払込金額の決定方法に係る適法性につきましては、本取締役会において、当社監査役4名(うち社外監査役4名)のうち同取締役会に出席した当社監査役3名(うち社外監査役3名)中2名が適法である旨意見を表明しており、欠席した赤塚宏監査役(社外監査役)からも事前に同意見である旨の確認を得ております。なお、当社監査役のうち、ZHDの100%子会社であるLINEの執行役員である奇高杆氏は利益相反の疑いを回避する観点から、上記の取締役会での審議には参加せず、また、監査役会で意見を表明しておりません。

また、当社代表取締役社長である藤井英雄及び取締役藤原彰二は、ZHDの100%子会社であるLINEに所属しており、取締役舛田淳はLINEの役員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、上記の取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

b . 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により発行される株式数の上限は39,382,500株(議決権の数393,825個)であり、2021年2月28日現在の当社普通株式の発行済株式総数85,486,500株に対する割合は46.07%(2021年2月28日現在の総議決権数822,047個に対する割合は47.91%)に相当するものであります。なお、本海外募集及び本第三者割当により発行又は処分される合計株式数は最大58,676,400株(議決権の数最大586,764個)であり、2021年2月28日現在の当社の発行済株式総数85,486,500株に対する割合は最大68.64%(2021年2月28日現在の総議決権数822,047個に対する割合は最大71.38%)に相当するものであります。これにより、株式の希薄化が生じることとなりますが、今回の調達資金を前記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載の使途に充当することによって、ユーザー、加盟店及び配送員の獲得を進めることでエコシステムの更なる充実化を図り、流通量No.1プラットフォームになることを図るため、中長期的な観点から当社の企業価値の向上に繋がるものと考えており、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

なお、上記は、本第三者割当に係る募集株式数の全部につき申込み及び払込みがなされると仮定していますが、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」に記載のとおり、ZHDは、基本申込株数を超える募集株式数の全部又は一部について、申込み及び払込みを行わず失権する可能性があります。したがって、当社が本第三者割当において実際に発行する当社普通株式の数は上記よりも減少する可能性があります。すなわち、2021年9月10日(金)現在の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として試算した場合、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」記載の基本申込株数及び本申込対象株式数(NAVER)はそれぞれ19,158,900株及び10,869,500株となり、ZHD及びNAVERはそれぞれ、かかる基本申込株数及び本申込対象株式数(NAVER)についての申込み及び払込みを行うことが見込まれます。この場合、本第三者割当により発行される株式数は30,028,400株(議決権の数300,284個)であり、2021年2月28日現在の当社普通株式の発行済株式総数85,486,500株に対する割合は35.13%(2021年2月28日現在の総議決権数822,047個に対する割合は36.53%)に相当することとなります。また、本海外募集と合算した場合に発行又は処分される合計株式数は49,322,300株(議決権の数493,223個)であり、2021年2月28日現在の当社の発行済株式総数85,486,500株に対する割合は57.70%(2021年2月28日現在の総議決権数822,047個に対する割合は60.00%)に相当することとなります。

また、本第三者割当により、当社普通株式について25%以上の希薄化が生じることとなります。このため、経営者から一定程度独立した者として、当社社外取締役である森一生(独立役員)及び富山浩樹(独立役員)の2名によって構成される諮問委員会(以下「本諮問委員会」といいます。)を設置し、希薄化の規模の合理性、資金調達手法の妥当性及び割当予定先の妥当性等について慎重に審議いただき、本第三者割当による資金調達の必要性及び相当性が認められるとの意見を受領の上、発行を決議しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当により発行される当社株式に係る議決権の数は、最大で393,825個であり、2021年2月28日現在の当社株式の総議決権数(822,047個)に対する割合は47.91%となります。そのため、本第三者割当は、「企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当します。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数 の割合	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
LINE株式会社	東京都新宿区新宿4-1-6	29,428	35.80%	29,428	20.89%
Zホールディングス株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号	-	-	22,740	16.14%
未来Fund有限責任事業組合	東京都新宿区新宿4-1-6	20,548	25.00%	20,548	14.59%
NAVER Corporation	NAVER Green Factory, 6, Buljeong-ro, Bundang-gu, Seongnam-si, Gyeonggi-do, Korea	-	-	16,641	11.81%
中村 利江 (戸籍名:西村 利江)	東京都中央区	3,874	4.71%	3,874	2.75%
ピーエヌワイエム エスエー エヌブイ ピーエヌワイエム ジーシーエム クライアント アカウント エム アイエルエム エフイー (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	2 KING EDWARD STREET, LONDON EC1A 1HQ UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2-7-1)	3,425	4.17%	3,425	2.43%
エムエルアイ フォークライアント ジェネラル オムニノンコラテラル ノントリーディーピービー (常任代理人 BofA証券株式会社)	MERRILL LYNCH FINANCIAL CENTRE 2 KING EDWARD STREET LONDON UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1-4-1)	1,981	2.41%	1,981	1.41%
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 140051 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U.S.A. (東京都港区港南2-15-1)	1,682	2.05%	1,682	1.19%
MSCO CUSTOMER SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUF証券株式会社)	1585 Broadway New York, New York 10036, U.S.A. (東京都千代田区大手町1-9-7)	1,480	1.80%	1,480	1.05%
ジェービー モルガン バンク ルクセンブルク エスエイ 381572 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	EUROPEAN BANK AND BUSINESS CENTER 6, ROUTE DE TREVES, L-2633 SENNINGERBERG, LUXEMBOURG (東京都港区港南2-15-1)	1,289	1.57%	1,289	0.92%
ザ バンク オブ ニューヨーク 133652 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区港南2-15-1)	1,259	1.53%	1,259	0.89%
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジェイピーアール デイ アイエスジー エフイー - エイシー (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2-7-1)	1,041	1.27%	1,041	0.74%
計		66,011	80.30%	105,393	74.81%

(注) 1 「住所」、「所有株式数」及び「総議決権に対する所有議決権数の割合」は、2021年2月28日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2 「割当後の総議決権に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本第三者割当及び本海外募集の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。本第三者割当による増加分は、募集株式数の全部につき申込み及び払込みがなされると仮定してはいますが、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」に記載のとおり、割当予定先は、募集株式数の全部又は一部について、申込み及び払込みを行わず失権する可能性があります。

3 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

4 「総議決権に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第三位を四捨五入して表示しております。

5 上記のほか、本有価証券届出書提出日現在において自己株式が3,267,074株ありますが、本海外募集及び本

第三者割当の後の自己株式の数は27,074株となります。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

当社は、「デリバリーの日常化」という世界の実現に向けて、出前館の拡大に向けた取り組みを加速してまいりました。2016年8月より、デリバリー機能を自社で有さない飲食店がデリバリーを開始出来ることを目的として、シェアリングデリバリー事業を開始いたしました。

2020年上半期に始まった新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした巣ごもり需要の高まりを受けて、フードデリバリーサービスに対する需要は急拡大し、飲食店でのデリバリー参入が大幅に進みました。現在のフードデリバリー市場の成長は、新型コロナウイルスの一過性のものではなく、ライフスタイルの変化によるフードデリバリーの浸透率の上昇が背景にあると考え、今後も持続的な市場の拡大が見込めると考えております。

2020年3月にLINEとの間で資本業務提携契約を締結し、LINEとの連携強化を行うことで、当社の「出前館」事業は、2021年5月31日現在74,000店舗を超える加盟店及び650万人を超えるアクティブユーザー数(直近1年以内に利用した「出前館」ユーザー)を有し、全47都道府県でシェアリングデリバリーを展開するなど、フードデリバリー業界の中で国内最大規模の地位を確立することでデリバリーのエコシステムが充実化しつつあります。また、LINE IDとの連携を行うことで、元々ファミリー層に強かった出前館にLINEユーザーによる利用が加わった結果、20代をはじめとした若年層の利用が進み、より身近なサービスになりつつあります。

2021年7月には、当社、ZHD及びアスクルの間で日用品や食料品を即時配達する「PayPayダイレクト by ASKUL」の実証実験を開始いたしました。経済産業省が発表した2020年のBtoC-EC市場規模(物販系分野)は12兆2,333億円と大規模であり、今後ますます需要の増加が期待されます。当社、ZHD及びアスクルは上記の実証実験により、配達先のラストワンマイルの即時配達ニーズを把握するとともに、取扱商品の拡大や他の地域及びサービスでの展開を検討し、さらなるユーザー体験の向上に努めてまいります。また、当社はデリバリー事業の拡大に努め、即時配達のインフラとなることを目指します。

一方、2016年に国内フードデリバリー市場の成長性に着目した海外大手フードデリバリー事業者が国内市場に参入して以降、特に直近1-2年の新規参入者の増加を背景に、競争環境は厳しさを増してきており、当社を含めた国内フードデリバリー事業者は激しいユーザー、加盟店、配達員の獲得競争の最中にあります。他方、厳しい競争環境のもと、かかる獲得競争の継続が困難となり、一部事業者の撤退や事業統合など、業界の合従連衡の兆しも見えてきております。

このような環境下、当社が将来に亘り順調に成長していくためには、より一層のユーザー、加盟店及び配達員の獲得を進めることによって圧倒的な市場シェアを獲得することで収益性を高めていき、プロダクト改善によるユーザー体験の向上、加盟店売上高の増加、配送効率の向上を実行し、流通量No.1プラットフォームとしての地位を揺るぎないものとするのが肝要であると考えております。そのうえで、今後想定される国内フードデリバリー業界における合従連衡をリードする立場になるべく、更なる市場シェア拡大策及び成長投資の実行が不可欠であるとの判断に至りました。

かかる資金需要に対応するために、今般、新株式の発行及び自己株式の処分を通じて、総額約800億円の資金調達を行うことを決議いたしました。当社は、本海外募集を通じて広範な投資家からの需要を募ることで、調達金額の最大化を図りつつ、海外機関投資家を中心とした株主構成の一層の多様化と、株式の流動性の向上を図るとともに、ZHDグループとは、既にLINE/Yahoo! JAPANプラットフォームを通じたユーザー獲得の促進及びユーザー獲得コストの低減といったシナジーを実現しており、また、上記の当社、ZHD及びアスクル間の「PayPayダイレクト by ASKUL」などの拡大を検討していることから、ZHDグループが現状の当社株式の実質保有割合38.29%(LINEの株式保有割合(35.79%)及び未来Fund有限責任事業組合の株式保有割合(24.99%)のうちLINEの持分に相当する10%分の合計値)を本海外募集の後も引き続き保有し、上記シナジーの最大化を追求可能な形態で資金調達を行うことが、当社の企業価値向上に資すると判断し、ZHDを割当予定先とする本第三者割当を行うことといたしました。なお、ZHDは、当社の資金需要を最大限サポートする観点から、今後の株価動向にかかわらず本資金調達の総額約800億円を維持することを目的として、株式保有割合が上記の現状の実質保有割合を上回ることもととしても上限22,740,700株までの範囲で本第三者割当の申込みを行うことを、本株式引受契約(ZHD)において約束しております。ZHDが上限22,740,700株の本第三者割当の申込みを行った場合、ZHDグループの当社株式の保有割合(LINEの保有割合との合計値)は最大で41.99%となる見込みです。

本株式引受契約(ZHD)においては、上記のほか、当社及びZHDがそれぞれの企業グループが持つ強みを一体化させることにより、国内フードデリバリー市場において流通量No.1を達成するとともに、今後、日用品領域その他のフードデリバリー以外の領域においても事業の拡大を図るため、人材の提供、送客、サービス連携等の検討を行う

ことを合意しております。

さらに、当社は、2021年2月28日現在における当社の第2位の主要株主(株式保有割合:24.99%)である未来Fund有限責任事業組合の持分の90%を保有するNAVERに対しても、引き続き安定株主として当社の経営を支えていただく観点から、その実質保有比率を概ね維持できる数量として、180億円に相当する株数の本第三者割当を行うことといたしました。なお、NAVERは、当社の株式の取得のために外国為替及び外国貿易法に基づく手続が必要になることから、本第三者割当に係る申込み及び払込みの時期及び数量につき、本株式引受契約(NAVER)において、本海外募集及びZHDに対する本第三者割当とは異なる合意をしております。

(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

前記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、本第三者割当は、大規模な第三者割当に該当しますが、前記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載の具体的な資金使途に係る資金を調達するために必要な資金調達方法であるところ、既存株主の皆様には将来的な株式の希薄化による既存株主持分割合への影響を招くこととなりますが、上記の具体的な資金使途に本第三者割当による調達資金を充当することが将来の当社の存続及び発展に寄与するものと考えており、当社としましては、将来に向けた事業拡大及び収益向上による企業価値向上につながり、既存株主の皆様の共同の利益が不利益を上回り、株主の皆様は利益に資するものであると考えております。したがって、本第三者割当における発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しており、既存株主への影響についても合理的な範囲であると判断しております。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当においては希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。

当社は、迅速に本第三者割当による資金調達を実施する必要があることに鑑みると、本第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続を経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ2ヶ月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、これらを総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した諮問委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

なお、ZHD及びNAVERはいずれも、東京証券取引所の有価証券上場規程第441条の2に定める「支配株主その他施行規則で定める者」に該当しないため、本第三者割当は直接的には同条に定める「支配株主との重要な取引等」には該当しないと考えられるものの、当社の筆頭株主である主要株主のLINEがZHDの100%子会社であること及びNAVERは当社の株式の25.0%(2021年2月28日現在)を保有する未来Fund有限責任事業組合の持分の90%(2021年9月13日現在)を保有しており、かつZHDの株式の65.3%(2021年3月31日現在)を保有するAホールディングス株式会社の株式の50%を保有していること等に照らして、本第三者割当の公正性を期すため、当社は、「支配株主との重要な取引等」に該当する場合に求められる東京証券取引所の定める有価証券上場規程第441条の2に定める手続と同等の手続、すなわち、当該支配株主との間で利害関係を有しない第三者による本第三者割当が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手を行うことが望ましいと考えました。

このため、前記「3 発行条件に関する事項 b. 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載する本諮問委員会を設置し、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見並びに本第三者割当が少数株主にとって不利益でないことに関する意見を求め、以下の内容の意見書を2021年9月13日に入手しております。なお、本諮問委員会の意見の概要は以下のとおりです。

(本諮問委員会の意見の概要)

1. 結論

本第三者割当について、必要性及び相当性(少数株主にとって不利益でないことも含む。)が認められると料する。

2. 理由

(1) 必要性

発行会社によれば、本海外募集及び本第三者割当に係る手取概算額合計約800億円について、2024年2月末までに650億円を運転資金(マーケティング費用)に、2024年2月末までに100億円を設備資金(システム強化/開

発資金)に、2024年2月末までに50億円を運転資金(配達員増強資金)に充当する予定であるとのことです。

国内フードデリバリー業界の事業環境を踏まえ、発行会社が今後想定される国内フードデリバリー業界における合従連衡をリードする立場になるためには更なる市場シェア拡大策及び成長投資の実行が不可欠であるという状況下においては、本第三者割当による調達する資金の具体的な用途には必要性があることは、客観的・合理的に認められます。また、発行会社とZHDグループとの関係性を前提とすると、ZHDグループが現状の発行会社株式の実質保有割合を本海外募集の後も引き続き保有し、ユーザー獲得の促進及びユーザー獲得コストの低減といったシナジーの最大化を追求可能な形態で資金調達を行うことが、発行会社の企業価値向上に資するとの考え方には合理性があると考えられます。さらに、NAVERグループについても、NAVERグループが持つ知見やノウハウを活用したサポートを受けることや、発行会社のサービス上における検索機能の向上に向けた開発のサポートを受けることを検討していきながら、引き続き安定株主として発行会社の経営を支えていただく観点から、現状の発行会社株式の実質保有割合を本海外募集の後も概ね維持可能な形態で資金調達を行うことが、貴社の企業価値向上に資するとの考え方には合理性があると考えられます。したがって、発行会社において、本第三者割当を行う必要性が認められます。

(2) 相当性

(ア)他の資金調達手段との比較

発行会社において、今回の資金調達に際して、最適な資金調達方法について検討し、第三者割当以外の資金調達手段についても検討したとのことです。

しかしながら、本第三者割当は本海外募集と同時にされるものであるところ、ZHDグループとの間のシナジーの最大化を追求し、ZHDグループが現状の発行会社株式の実質保有割合を本海外募集の後も引き続き保有するとともに、NAVERグループについても、引き続き安定株主として発行会社の経営を支えていただく観点から、現状の発行会社株式の実質保有割合を本海外募集の後も概ね維持可能な形態で資金調達を行うという目的に鑑みれば、株主割当又は新株予約権によるライツ・オフリングは海外募集と同時にする場合にZHDグループ及びNAVERグループの実質保有割合を維持することができないこと、短期間かつ確実性の高い資金確保、成長施策の推進の要請を満たすことができないことから、不適當です。また、金融機関等からの借り入れでは財務基盤の強化は不可能です。さらに、本第三者割当は、上記の通りZHDグループ及びNAVERグループによる実質保有割合の維持を基本としながらも、本海外募集における調達金額が当初の想定を下回る一定の場合において、ZHDが追加的な申込みを通じて発行会社の必要な資金の調達を確保する機能も有しており、より高い確率で必要資金の調達を行うことが発行会社の企業価値向上に資することから、発行会社においては、第三者割当が資金調達手段として最も適切であると判断したとのことです。

以上のことから、発行会社が資金調達的手段として、本海外募集と並行して行う本第三者割当を選択したことは、相当であると判断しております。

(イ)割当予定先について

発行会社からは、ZHDグループとの間においては、LINEとのマーケティングやシステム開発などの分野における連携強化や「PayPayダイレクト by ASKUL」の実証実験その他の取り組みを行ってきており、今後も様々な取り組みを通じて更なるシナジーの実現を目指していることから、本第三者割当を通じてZHDグループが現状の発行会社株式の実質保有割合を本海外募集の後も引き続き保有することが発行会社の企業価値向上に資するとの説明を受けており、当委員会は、かかる発行会社の説明に関して、不合理な点を見出しておりません。また、NAVERグループについて、引き続き安定株主として発行会社の経営を支えていただく観点から、現状の発行会社株式の実質保有割合を本海外募集の後も概ね維持することが発行会社の企業価値向上に資するとの説明を受けており、当委員会は、かかる発行会社の説明に関して、不合理な点を見出しておりません。また、ZHDは、今後の株価動向にかかわらず本資金調達の総額約800億円を維持することを目的として、株式保有割合が現状の実質保有割合を上回ることも含めるとしても上限22,740,700株までの範囲で本第三者割当の申込みを行うことを、本株式引受契約(ZHD)において約束しているとのことです。ZHDが上限22,740,700株の本第三者割当の申込みを行った場合、ZHDグループの発行会社株式の保有割合(LINEの保有割合との合計値)は最大で41.99%となる見込みであるとのことですが、当該申込みは、発行会社の資金需要を最大限サポートする観点から行われるものであり、発行会社の企業価値向上に資するものであるとの発行会社からの説明を受けており、当委員会は、かかる発行会社の説明に関しても、不合理な点を見出しておりません。

また、当委員会は、ZHDが東京証券取引所へ提出したコーポレート・ガバナンス報告書(最終更新日2021年6月25日)に記載された「2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」を参照し、ZHDが「企業行動憲章」において反社会的勢力との隔絶を明記しているほか、「反社会的勢力排除規程」を制定

し、反社会的勢力と少しでも関係したり、反社会的勢力の活動を助長したりしてはならない旨を明確に定めていることから、ZHD及びその役員は反社会的勢力と一切の関係を有していないと判断しております。さらに、NAVERは韓国証券取引所に上場しており、発行会社によれば、発行会社は、発行会社が契約するリサーチデータベースプロバイダーの保有する情報データベースとの照合、及びインターネット等のメディア掲載情報からの検索を実施し、反社会的勢力と関係がないことを確認しているとの説明を受けており、また、本株式引受契約（NAVER）において、NAVERから、NAVER、NAVERの役員又は主要株主は、反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らかの関係を有していない旨の表明保証を受ける予定であることから、当委員会は、NAVER、NAVERの役員及び主要株主が反社会的勢力とは関係がないと判断しております。以上のことから、当委員会は、ZHD及びNAVERの割当予定先としての相当性は認められるものと判断しております。

(ウ)発行条件について

発行条件の相当性を検討するに際して、当委員会は、発行会社とZHDとで締結される予定の本株式引受契約（ZHD）及び発行会社とNAVERとで締結される予定の本株式引受契約（NAVER）のドラフトを検討し、いずれのドラフトに関しても、発行会社の代理人弁護士の助言を受けた上で、適切に交渉が進められている点も確認しました。また、発行条件のうち本第三者割当の払込金額は、本海外募集における発行価格及び処分価格と同額とされており、本海外募集における発行価格及び処分価格は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により決定されることとです。以上のことから、当委員会としては、本第三者割当の発行条件について相当であると判断しております。

(エ)希薄化について

当委員会は、本第三者割当が発行会社の一般株主にとって希薄化という不利益を上回る利益をもたらすものか否かという観点から、検討いたしました。

発行会社の企業価値の向上を図るためには、国内フードデリバリー業界の事業環境を踏まえ、発行会社が今後想定される国内フードデリバリー業界における合従連衡をリードする立場になるために、更なる市場シェア拡大策及び成長投資の実行のための資金調達が不可欠であるという発行会社の説明は十分に合理的です。また、本連結会計年度（2021年8月期）における営業損失は19,000,000千円であると予想しており（昨年度の連結会計年度（2020年8月期）は2,623,102千円の営業損失）であり、事業で得た収益から当該資金を確保することも考えにくいという点のほか、本第三者割当を通じてZHDグループ及びNAVERグループが現状の発行会社の株式の実質保有割合を本海外募集の後も引き続き保有することが発行会社の企業価値向上に資するという点をも踏まえると、本第三者割当を行う必要があるという発行会社の説明には十分な合理性が認められると考えられます。以上のことから、本第三者割当は、発行会社の一般株主にとって、希薄化という不利益を上回る利益をもたらすと言えるものと判断しております。

(オ)本第三者割当が少数株主にとって不利益なものでないか否かについて

当委員会は、本第三者割当によって企業価値の向上が期待できること、払込金額その他の発行条件が相当であること、株式の希薄化の規模は合理的であること、取締役会決議において利益相反の疑いを回避するための措置が講じられる予定であること等を総合的に検討すれば、本第三者割当は少数株主にとって不利益ではないと判断しております。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第21期(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)2020年11月27日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第22期第1四半期(自 2020年9月1日 至 2020年11月30日)2021年1月13日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第22期第2四半期(自 2020年12月1日 至 2021年2月28日)2021年4月13日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第22期第3四半期(自 2021年3月1日 至 2021年5月31日)2021年7月13日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2021年9月13日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年11月30日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2021年9月13日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2021年3月1日に関東財務局長に提出

7 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2021年9月13日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2021年3月26日に関東財務局長に提出

8 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2021年9月13日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2021年6月25日に関東財務局長に提出

9 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2021年9月13日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2021年9月13日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日(2021年9月13日)までの間において変更及び追加すべき事由が生じております。以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、追加及び変更箇所については、_____ 罫で示しております。

【事業等のリスク】

以下に、当社グループの事業展開上、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクと考えられる主な事項を記載し、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項であっても投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項について、投資家に対する情報開示の観点から積極的に開示しておりますが、以下に記載した内容は、当社株式への投資に関連するリスクをすべて網羅するものではありませんので、この点ご注意ください。

また、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。また、当社株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、将来に関する事項は、2021年9月13日現在において当社が判断したものであります。

(1) 当社グループの事業環境について

インターネットの普及状況について

「出前館事業」においては、インターネットを利用したサービス提供を行っており、スマートフォンやタブレット型端末機器の普及により、インターネットの利用環境が引き続き整備されていくと共に、同関連市場が今後も拡大していくことが事業の成長のための必要条件となっております。今後、パソコンとスマートフォンやタブレット型端末機器の両面で、より安価で快適にインターネットを利用出来る環境がさらに整備され、情報通信や電子商取引を含むインターネット関連市場は拡大を続けるものと想定しております。

ただし、今後新たな法的規制の導入、技術革新の遅れ、通信利用料金の改定を含む通信事業者の動向など、当社グループの予期せぬ要因によりインターネット関連市場の発展が阻害される場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

食品宅配市場動向について

日本における食品宅配市場規模は、2018年度は前年より2.8%増加の2兆1,399億円と堅調に推移しており、その後も約2%の成長率で市場規模が拡大していくと予想されております(矢野経済研究所「2019年版 食品宅配市場の展望と戦略」)。

しかしながら、景気の悪化による付加価値サービスに対する消費の低下や何らかの予期せぬ要因により、予想通りに食品宅配市場が成長しない場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

酒類市場及び外食産業におけるアルコール飲料を扱う料飲主体部門の動向について

日本における2018年度の酒類市場規模は、前年より1.4%縮小し、3兆5,100億円とマイナス成長となっております(矢野経済研究所「2019年版 酒類市場の現状分析と将来展望」)、また、日本における2019年の外食産業市場規模は、1人当たり外食支出の増加、訪日外国人の増加、消費増税などにより、前年比1.3%増加し、26兆439億円と推計されております。そのうち、料飲主体部門においてアルコール飲料を扱うカテゴリーである「居酒屋・ピヤホール等」「料亭・バー等」は、前年より0.3%増加し2兆8,024億円となっております(一般社団法人日本フードサービス協会「令和1年外食産業市場規模推計について」)。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による実経済への影響により、アルコール飲料の需要減少や何らかの予期せぬ要因により、酒類市場がさらに縮小、アルコール飲料を扱う料飲店の市場規模が縮小する場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

災害等について

出前館事業での加盟店が提供する宅配料理の原材料である食材や通信販売事業での焼酎等の原材料である芋・麦・米については、天候や地震、台風、津波等の自然災害等による収穫状況や需給バランスにより価格変動の影響を受けるため、仕入コストの上昇に繋がり、更に、市場の状況等により販売価格に転嫁できない場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。加えて、燃料の高騰により宅配便の送料が上昇する場合も、注文件数、販売数が減少し、同様に影響を与える可能性があります。

当社グループにおいては、大規模災害等が発生した場合に備え、有事の際の対応策の検討を進めておりますが、万が一にも火災、停電、大規模感染が発生した場合、当社グループの事業運営に深刻な影響を及ぼす可能性があります。また、大規模災害等による通信網障害等、不慮の事態の発生可能性は皆無とは言えず、大規模災害等の発生により、物的、人的損害が甚大である場合には、当社グループの事業継続自体が不可能となる可能性があります。

事業等に係る法律等の規制について

酒類販売に関しては、酒類販売業免許、酒税等を定める酒税法の規制を受けており、税法の改正等により、今後の事業展開において影響を受ける可能性があります。また、酒税の税率の変更によって販売価格、販売動向等に影響を受ける可能性があります。

このほか、当社グループの事業において規制されている法律等はありませんが、事業に関連する「個人情報保護法」及び関係法令、「電気通信事業法」、「プロバイダ責任制限法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律）」、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」ならびに「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」や「消費者契約法」、「特定商取引法」、「景品表示法」および広告等に係るその他の法的規制などのほか「資金決済法」、「下請法」、「独占禁止法」などを遵守しておりますが、これらの法律等の改正等により、今後の事業展開において影響を受ける可能性があります。

(2) 当社グループの事業について

特定事業への依存度合いについて

当社グループは、2020年8月期の売上高に占める「出前館事業」の割合が91.0%、「通信販売事業」の割合が9.0%となっております。このため、「出前館事業」において、計画通りオーダー数や加盟店数が増加しない場合もしくは減少する場合、システム障害や個人情報流出等のトラブル、法的規制の変化、通信ネットワークコストの高騰、その他の予測不能な要因により、業績が悪化した場合、また、「通信販売事業」において、原材料価格の高騰、景況の悪化による飲食店のニーズ減少、燃料の高騰による宅配便の送料改定、酒類販売に関する法的規制の変化や税法の改正により、業績が悪化した場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

中期経営計画等の施策について

当社グループが策定した中期経営計画では、デリバリーサイトの No.1 企業としてさらに絶対的な地位を確立するため、より強固な事業基盤を築く必要があると認識し、アクティブユーザー数の増加を通じたオーダー数の継続的な増加による出前館の持続的な成長、新たな事業であるシェアリングデリバリー®の事業展開の加速への施策を推し進め、更なる成長と収益性の向上を目指し、その達成に向けて取り組んでおります。当社は、本第三者割当及び本海外募集による調達資金を用いた施策を通じて、出前館流通金額の成長に注力する予定です。

しかしながら、これらの施策の実施については、フードデリバリー市場又はシェアリングデリバリー市場が拡大しないリスク、他社との競合等により当社グループが国内外のシェアを拡大できないリスク、優秀な従業員を確保できないリスク、販売戦略やコスト削減策、成長戦略等が奏功しないリスク、技術革新等に対応できない、又は、対応に多額の費用等を要するリスク等、多数のリスク要因が内在しているため、実施が困難となる可能性や、当社グループにとって当該施策が有効でなくなる可能性があります。また、かかる中期経営計画を作成するにあたって前提としている多くの前提が想定通りとならない場合等には、当該計画における目標を達成できない可能性もあります。更に、当社グループが正確に認識又は分析していない要因又は効果により、当該計画の施策がかえって当社グループの競争力を阻害する可能性もあります。

また、当社は、日用品領域その他のフードデリバリー以外の領域においても事業の拡大を図っておりますが、それらの事業において想定通りの競争力を獲得できない可能性があります。

他社との競合について

「出前館」の運営においては、宅配チェーンから個人飲食店まで幅広いジャンルの店舗の加盟、コールセンターによる加盟店や利用者に対するサポートの充実、快適なユーザビリティを考慮したサイトの構築等に取り組むことで、競争力の向上に努めております。

しかしながら、当社グループと同様にインターネット上で宅配注文を仲介するサイトを運営する競合企業が多く存在しており、これらの企業や新規参入企業との競合の激化が発生した場合、また、加盟店が独自のサイトで宅配サービスを強化した場合にも、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

「通信販売事業」においては、飲食店や法人を顧客ターゲットとしたBtoBビジネスに特化することに加え、焼酎やワイン等のボトルにオリジナルラベルを貼ることで商品の差別化を図っております。また、コールセンターにおける新規開拓及びリピートオーダー獲得のためのノウハウ、顧客基盤自体が競争力の源泉であると考えてお

ります。

しかしながら、現時点では強力な競合企業は存在しないものの、新規参入があった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

システム障害について

当社グループの事業は、パソコン、スマートフォンやタブレット、TV等の端末機器や電話回線、光ケーブル等の通信ネットワークが必要条件となっており、端末機器の不具合が発生した場合や通信ネットワークが切断された場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループのコンピューターシステムは、適切なセキュリティ対策やサーバーの二重化等、安定稼働のために努めておりますが、急激なアクセスの集中化やコンピューターウイルスの蔓延、ハッキング等によりサーバーが停止した場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

個人情報管理について

当社グループは、サービスの提供にあたり住所等の個人情報を取得して利用しているため、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者であります。個人情報については、当社情報管理責任者を責任者とし、法令を遵守したサイト表示に留意するとともに加盟店に対しては情報管理体制の強化を要請しております。また、個人情報にアクセス可能な社員を制限することで、個人情報管理体制を整備しております。

しかしながら、何らかの理由により当社グループで管理する個人情報の流出等により、重大なトラブルが発生した場合には、損害賠償請求、運営サイトの信用低下及び当社グループの信用低下により、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

技術・サービスの陳腐化について

当社グループが展開している「出前館事業」は、インターネット関連のサービスであり、パソコン、スマートフォンやタブレット等の端末機器の高機能化に代表されるように技術革新のスピードが速く、それに伴うサービスモデルの変更や新機能に対応した開発を行う必要があります。

このような技術進歩に起因するビジネス環境の変化に当社が適切に対応できない場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

経営上の重要な契約について

当社は、LINE株式会社との間で、資本業務提携契約、及びプラットフォーム等使用許諾及び業務委託契約を締結しております。また、当社グループの「通信販売事業」においては、主力商品である高級焼酎の仕入れに関して、複数の酒造メーカーとオリジナル焼酎に関しての専売契約を締結しております。この契約については、更新を予定しておりますが、各相手先の事業戦略の変更等から、期間満了、更新拒絶、解除その他の理由でこれらの契約が終了した場合やこれらの契約が当社グループに不利な形で変更された場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(3) 事業体制について

知的財産権について

当社グループは、「出前館」のサイト名称および「シェアリングデリバリー®」をはじめ、「通信販売事業」で取扱う焼酎の主力商品である「酔神」、「酔神の心」、ワインの主力商品である「SUIJIN WINE」などオリジナルの商品名について商標登録を行っており、運営サイト及びサービス名称等について積極的に商標登録の取得に努めるとともに、第三者の知的財産権を侵害しないよう十分な注意を払っております。また、当社グループが提供するサービスにおいて、当社グループが所有する知的財産権を第三者に使用許諾する場合や、第三者の所有する知的財産権の使用許諾を受ける場合があり、その場合は使用許諾契約の締結等による管理体制を強化しております。

しかしながら、知的財産権の範囲や契約条件の解釈の齟齬等により、認識外で第三者の知的財産権を侵害した場合、当社グループは第三者から知的財産権侵害の訴訟、使用差止請求等を受ける可能性があります。その結果、解決に多額の費用と時間がかかり、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

小規模組織による運営体制について

当社は、2021年7月末現在、取締役7名、監査役4名並びに従業員308名と小規模組織であり、社内管理体制もこの規模に応じたものとなっております。

また、連結子会社である株式会社出前館コミュニケーションズは2021年7月末現在、取締役5名(当社との兼務取締役2名が同社取締役を兼務)、監査役1名(当社監査役が同社監査役を兼務)並びに従業員53名と同様に小規模組織となっております。

今後は、事業拡大に伴い人員の増強を図っていく方針であり、内部管理体制を併せて強化・充実させていく予定ですが、事業の拡大や人員の増強に対して適切かつ十分な組織対応ができなかった場合には、当社グループの事業遂行及び拡大に制約が生じ、事業及び業績に影響を与える可能性があります。

グループ経営について

当社グループは2012年8月期より連結財務諸表を作成し、連結グループ経営を開始しております。当社は連結子会社についてその運営にあたり、適切な管理及び支援を行っております。

しかしながら、当社による連結子会社への管理及び支援が適切に行われず、当該連結子会社の業績の悪化や不祥事等が発生した場合、支援費用の発生や企業イメージの悪化等により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

人材の確保と育成について

当社が安定的な成長を達成していくためには、優秀な人材の確保が必要であります。当社の経営理念や行動指針を理解し、賛同いただける人材の確保を最重要課題として、新規学卒採用だけでなく、優秀なパートタイマー・アルバイトからの社員登用や、中途採用などで積極的に優秀な人材の獲得に取り組んでまいります。また人材の育成に関しても、経営者自ら創業マインドや当社経営理念・行動指針の教育を重点的に行うほか、事業内容に即した教育研修アプリを導入するなど、当社の核となり得る人材を育成しております。しかしながら、必要な人材を適時適切に確保できない場合、又は、社内の有能な人材が流出した場合には、経常的な業務運営や事業展開に支障が生じ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他

大株主との関係について

本第三者割当及び本海外募集の結果、Zホールディングス株式会社及びその子会社のLINE株式会社は、未来Fund有限責任事業組合の株式保有割合のうちLINE株式会社の持分に相当する10%分と併せて少なくとも当社の株式の38.29%を所有する主要株主となる予定です。

LINE株式会社は当社へ取締役3名、監査役1名を派遣しておりますが、当社グループの経営方針および政策決定、事業展開については、独自の意思決定によって進めており、関係は良好であります。

両社は、今後も大株主であり続けるものと思われませんが、今後、同社の経営方針に変更があった場合、当社定款の変更等、株主の承認が必要となる事項に関し、同社による当社議決権の行使が当社の事業運営並びに意思決定に影響を及ぼす可能性があります。また、同社の当社議決権の保有比率に大きな変更があった場合、当社株主に影響を及ぼす可能性があります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に従って、2014年12月25日開催の取締役会決議及び2020年10月15日開催の取締役会決議に基づき、当社役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。また、今後においても役員及び従業員への報酬やインセンティブを目的とする新株予約権を発行する可能性があります。

現在付与されている新株予約権が権利行使された場合、新株式が発行され株式価値が希薄化する可能性があります。2021年8月末現在、これらの新株予約権等による潜在株式数は712,400株であり、発行済株式総数85,486,500株の0.83%に相当しております。

配当政策について

当社は、積極的な事業展開のもと、経営基盤の強化、経営効率の改善を図ることにより企業価値を高め、株主の皆様に対して継続的かつ安定的に利益還元を図ることを基本方針と位置付け、将来に向けた積極的な投資を行いつつも、配当性向は30%を目安とする一方、安定的に継続して実施することも目指しております。

しかしながら、2020年8月期では、無配といたしました。

今後も当社グループの事業が計画通りに進展しない場合など、当社グループの業績が悪化した場合には配当の実施を行えない可能性があります。

税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産について

当社は、2020年8月期においても2期連続で当期純損失を計上したことで税務上の繰越欠損金が存在しており、通常の税率に基づく法人税、住民税および事業税が課せられておりません。また、2021年8月期も積極的な事業展開を計画しているため、この状態が続くものと想定しております。

感染症流行による事業活動への影響について

新型コロナウイルスや悪性鳥インフルエンザ等の感染症の流行に伴い、当社グループの社員及び派遣・請負ス

スタッフ等やその家族が感染し、就業不能となった場合には、事業継続が困難となるリスクが生じます。

また、感染症の拡大により、飲食店の営業時間の短縮など実体経済に深刻な影響を与え続けた場合には、当社加盟店の減少などを招き、当社の財政状態及び経営成績に影響が生じる可能性があります。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症の流行に対して、当社サービスは飲食店支援策の一つであることを踏まえ、積極的な営業活動を通じて業績への影響が最小となるよう、本社、事業所へ出勤する際の検温、手指消毒、マスク着用の徹底に努めるほか時差出勤やテレワーク(在宅勤務)の実施に加え、ソーシャルディスタンスを確保するためのWEB会議の開催及び不要不急の出張や取引先との会合への出席についても慎重な対応を行う等の対策を講じております。今後も状況を注視しつつ、機動的に対策を講じてまいります。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社出前館 本社

(東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目27番5号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

該当事項はありません。